

帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人亡母（申立人らが相続）について、原発事故時の居住期間（約５５年）や年齢（８０歳近い）、地域社会等との関わり合い（農業を営み、地域中心の人間関係を築くなどしていた。）を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として、７０万円の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X１、申立人X２及び申立人X３（以下、申立人３名を併せて、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第１ 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- （１）亡A（以下「被相続人」という。）が令和６年２月○日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- （２）申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

### 第２ 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

- １ 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第２の２）
 

期間：自 平成２９年６月１日 至 平成３０年３月３１日

|           |        |
|-----------|--------|
| （１）申立人X１分 | 金１００万円 |
| （２）被相続人分  | 金１００万円 |
- ２ 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第２の４Ⅰ）⑧（家族の別離が生じたこと）による増額分
 

期間：自 平成２３年３月１１日 至 平成２９年３月３日

金１４６万円
- ３ 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）
 

期間：自 平成２３年３月１１日 至 平成２３年９月１０日

|           |       |
|-----------|-------|
| （１）申立人X１分 | 金３０万円 |
| （２）被相続人分  | 金３０万円 |
- ４ 生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補第２の２）
 

の増額分

|       |       |
|-------|-------|
| 被相続人分 | 金７０万円 |
|-------|-------|
- ５ 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第３）

期間：自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日

(1) 申立人X1分 金20万円

(2) 被相続人分 金20万円

6 避難費用（生活費増加費用 水光熱費）

期間：自 平成23年3月11日 至 平成29年3月3日

金36万5000円

7 避難費用（面会交通費）

期間：自 平成23年8月8日 至 平成24年5月31日

申立人X1分 金54万4000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金606万9000円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年5月9日

（仲介委員 副田 純子）